

2024年9月11日

関係各位

会社名:三井物産株式会社
代表者名:代表取締役社長 堀 健一
(コード番号:8031)
本社所在地:東京都千代田区大手町
一丁目2番1号

「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ」
の一部変更及び自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び
会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

三井物産株式会社(本社:東京都千代田区、社長:堀 健一)は、2024年5月1日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、同法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。これに加え、本日、自己株式の取得枠拡大及び取得期間延長を取締役会にて決議するとともに、取得した自己株式の消却を決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

株主還元の更なる拡充および資本効率の向上のため

2. 取得に係る事項の変更内容

変更箇所は下線で示しています。

	変更前 (2024年5月1日付取締役会決議)	変更後 (2024年9月11日付取締役会決議)
(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
(2) 取得しうる株式の総数	<u>4,000万株を上限とする*</u> (<u>消却前の発行済株式総数に対する上限割合 2.64%</u>) *2024年5月1日付「株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。株式分割の効力発生日(2024年7月1日)の後、取得しうる株式の総数は8,000万株が上限となります。	<u>1億8,000万株を上限とする</u> (<u>消却前の発行済株式総数に対する上限割合 6.0%</u>)
(3) 株式の取得価額の総額	<u>2,000億円を上限とする</u>	<u>4,000億円を上限とする</u> (2,000億円を追加)

(4) 取得期間	2024年5月2日～2024年9月20日	2024年5月2日～2025年2月28日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付	東京証券取引所における市場買付

3. 消却に係る事項の内容

- (1) 消却する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 消却する株式の総数 : 上記2.に基づき2024年9月21日～2025年2月28日の期間中に取得した全株式（消却前の発行済株式総数に対する上限割合3.3%）
- (3) 消却予定日 : 2025年3月5日

なお、2024年5月2日～2024年9月20日までに取得した自己株式は2024年10月1日に消却予定です。

(参考)

1. 2024年5月1日開催の取締役会決議に基づき2024年8月31日までに取得した自己株式の累計

- (1)取得した株式の総数 : 48,614,300 株
- (2)株式の取得価額の総額 : 172,440,414,985 円

2. 2024年8月31日時点の自己株式の保有状況

- (1)発行済株式総数(自己株式を除く) : 2,960,928,970 株
- (2)自己株式数 : 66,458,002 株*

*自己株式数には、ESOP信託が保有する当社株式数14,209,538株は含めていません。

以上

本件に関する問合せ先: 三井物産(株)

IR部 TEL:03(3285)7657

広報部 TEL:080(5912)0321

ご注意:

本発表資料には、将来に関する記述が含まれています。こうした記述は、現時点で当社が入手している情報を踏まえた仮定、予期及び見解に基づくものであり、既知及び未知のリスクや不確実性及びその他の要素を内包するものです。かかるリスク、不確実性及びその他の要素によって、当社の実際の業績、財政状況またはキャッシュ・フローが、こうした将来に関する記述とは大きく異なる可能性があります。こうしたリスク、不確実性その他の要素には、当社の最新の有価証券報告書、半期報告書等の記載も含まれ、当社は、将来に関する記述のアップデートや修正を公表する義務を一切負うものではありません。また、本発表資料は、上記事実の発表を目的として作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。